

令和6年3月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

令和6年3月5日(火)

1. 委員長の互選
2. 議席の指定
3. 副委員長の互選
4. 議案上程(議案第3号から第9号まで及び議案第29号から第37号まで)  
補足説明、質疑、分科会設置

---

出席委員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席委員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

---

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	鈴木健	地域づくり推進監 兼防災監	八端隆公

市民福祉部長	佐藤孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本一也	産業建設部長	湊智志
建設技監	佐藤透	企業局長	田村力
企画政策課長	高桑淳	若美支所長	小澤田一志
北浦コミュニティセンター所長	濱野勇幸	総務課長	平塚敦子
危機管理課長	三浦幸樹	財政課長	天野秀一
税務課長	佐藤静代	福祉課長	北嶋三世
介護サービス課長	船木晶子	生活環境課長	岩谷一徳
子育て支援課長	濱野浩孝	健康推進課長	佐藤一明
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	男鹿まるごと売込課長	三浦大成
文化スポーツ課長	伊勢谷毅	農林水産課長	夏井大助
建設課長	三浦昇	病院事務局長	原田徹
会計管理者	湊留美子	教育総務課長	村井千鶴子
学校教育課長	笹渕美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒一人	農委事務局長	(農林水産課長併任)
企業局管理課長	畠山隆之	ガス上下水道課長	薄田修一
ガス上下水道課技監	小原良朋		

## 午後 1時03分 開 会

○臨時委員長（安田健次郎） これより、予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時の間、委員長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定によ

り、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長(安田健次郎) 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決しました。

(「委員長」と言う者あり)

○臨時委員長(安田健次郎) 佐藤誠委員

○佐藤誠委員 委員長の指名についてであります、私から指名させていただきたいと思ひます。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長(安田健次郎) ただいま委員長の指名方について、佐藤誠委員から委員長を指名されたいとの申出がありましたので、この件を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの申出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長(安田健次郎) 御異議なしと認めます。よって、佐藤誠委員から指名されたいとの申出は可決されました。

佐藤誠委員から御指名をお願いいたします。

○佐藤誠委員 委員長には、安田健次郎委員を指名いたします。

○臨時委員長(安田健次郎) ただいま指名のありました、私、安田健次郎を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長(安田健次郎) 御異議なしと認めます。よって、私、安田健次郎が委員長に当選いたしました。

以上、告知いたします。

それでは、皆様方から御協力をいただきながら、委員長の職務を務めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(安田健次郎) この際、議事の進行上、議席を指定いたします。議席は、本会議場の各位の議席をそのまま指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定によ

り、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○委員長（安田健次郎）** 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○委員長（安田健次郎）** 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

副委員長には小野肇委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました小野肇委員を、副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○委員長（安田健次郎）** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小野肇委員が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

暫時休憩いたします。

**午後 1時06分 休 憩**

---

**午後 1時07分 再 開**

**○委員長（安田健次郎）** これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第3号から第9号まで及び議案第29号から第37号までを一括して議題いたします。

この際、当局から、まず令和5年度補正予算について補足説明を求めます。

初めに、議案第3号について説明を求めます。鈴木総務企画部長

**○総務企画部長（鈴木健）** お疲れさまです。

私から、議案第3号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から3億4,685万1,000円を減額し、予算の総額を188億4,338万6,000円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと7.0パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の継続費の補正につきましては第2表で、第3条の繰越明許費の補正につきましては第3表で、第4条の債務負担行為の補正につきましては第4表で、第5条の市債の補正につきましては第5表で御説明いたします。

恐れ入りますが、5ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第3号令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第11号)の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○委員長(安田健次郎)** 次に、議案第4号から第7号までについて説明を求めます。

佐藤市民福祉部長

**○市民福祉部長(佐藤孝悦)** お疲れさまでございます。

私からは、議案第4号から第7号までの市民福祉部に係る特別会計補正予算4件について、補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

初めに、議案第4号令和5年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正予算書の3ページをお願いします。

本補正予算は、歳入歳出とも決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,491万3,000円を減額し、補正後の予算総額を37億7,433万4,000円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと3パーセントの減となっております。

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により説明い

たします。

5 ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

令和5年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明は、以上であります。

次に、議案第5号令和5年度男鹿市診療所特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正予算書の3ページをお願いします。

本補正予算は、歳入歳出とも決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1,701万3,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと1.4パーセントの減となっております。

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により説明いたします。

5 ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

令和5年度男鹿市診療所特別会計補正予算(第2号)の説明は、以上であります。

次に、議案第6号令和5年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

補正予算書の3ページをお願いします。

本補正予算は、保険給付費及び地域支援事業費等の決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,371万6,000円を減額し、補正後の予算総額を50億4,950万1,000円とするものであります。

この予算規模は、予算現額に比較しますと4.6パーセントの減となっております。

2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により説明いたします。

5 ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

令和5年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明は、以上であります。  
次に、議案第7号令和5年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正予算書の3ページをお願いします。

本補正予算は、歳入歳出とも決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ878万5,000円を減額し、補正後の予算総額を4億2,475万8,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと1.7パーセントの減となっております。  
2項の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により説明いたします。

5ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

令和5年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明は、以上であります。

以上をもちまして、議案第4号から第7号までの各特別会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長(安田健次郎)** 次に、議案第8号及び第9号について説明を求めます。田村企業局長

**○企業局長(田村力)** お疲れさまです。

私からは、企業局関係の補正予算2件について御説明いたします。

座って説明させていただきます。

議案第8号、第9号、令和5年度上水道、下水道事業会計補正予算書のほうをお願いいたします。

ページは7ページになります。

議案第8号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第4号)について説明いたします。

本補正予算は、12月補正予算で計上しておりました、茶臼配水池送水管の災害復旧事業に係る国の予算配分が変更され、一部が6年度配分になったことに伴い、財源の見直しをするものでございます。

第1条は、総則です。

第2条、資本的収入及び支出の補正ですが、収入の第1款資本的収入は、第1項企業債、第2項補助金を合わせて3,667万2,000円減額し、補正後の予定額を2億6,594万6,000円とするものであります。

支出の補正はございません。

これにより資本的収支の不足額は、3億2,787万5,000円となり、補填の内訳を記載のとおり改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は企業債の補正、災害復旧事業の限度額4,820万円を3,600万円に改めるものであります。

議案第8号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第4号）の説明は、以上でございます。

続いて、議案第9号令和5年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書のほうは17ページお願いいたします。

本補正予算は、秋田湾・雄物川流域下水道施設建設負担金について、今年度分の事業費の精算及び次年度事業の前倒し発注に伴い、見直しするものでございます。

第1条は、総則です。

第2条、収益的収入及び支出の補正ですが、収入の補正はございません。

支出の第1款公共下水道事業費用は、第2項営業外費用を12万9,000円減額し、補正後の予定額を9億1,097万8,000円とするものです。

次のページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出の補正ですが、収入の第1款公共下水道事業資本的収入は、第1項企業債を140万円増額し、補正後の予定額を3億3,082万5,000円に、支出の第1款公共下水道事業資本的支出は、第1項建設改良費を141万2,000円増額し、補正後の予定額を8億2,121万3,000円とするもので

す。

これにより資本的収支の不足額は、4億9,038万8,000円となり、補填の内訳を記載のとおり改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、企業債の補正は、流域下水道事業の限度額500万円を640万円に改めるものです。

第5条、利益剰余金の処分は、処分額を記載のとおり改めるものです。

議案第9号令和5年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明は、以上でございます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（安田健次郎）** 以上で、令和5年度補正予算の説明は終わりました。

次に、令和6年度予算についての補足説明を求めます。

初めに、議案第29号について説明を求めます。鈴木総務企画部長

**○総務企画部長（鈴木健）** そうすれば、私のほうから議案第29号令和6年度男鹿市一般会計予算について御説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

まず、当初予算書の3ページをお願いいたします。

条文の第1条は、歳入歳出予算の総額を177億6,400万円と定めるものであります。この予算規模は、令和5年度当初予算と比較して1億6,000万円、0.9パーセントの増であります。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、別冊の令和6年度当初予算の概要により御説明いたします。

債務負担行為は第2表で、市債は第3表で、それぞれ御説明いたします。

一時借入金は、支払資金に不足が生じた場合、その借入限度額を22億円と定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

歳出予算の流用は、各項の経費の金額を流用できる場合として、各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算であります。これにつきましては、御配付しております令和6年度当初予算の概要によりまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、当初予算の概要、こちらの2ページをお願いいたします。

(以下 当初予算案の概要及び予算書説明)

以上で、議案第29号令和6年度男鹿市一般会計予算について説明を終えさせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○委員長（安田健次郎）** 次に、議案第30号から第33号までについて説明を求めます。佐藤市民福祉部長

**○市民福祉部長（佐藤孝悦）** それでは、私から議案第30号から第33号の市民福祉部に係る特別会計当初予算4件について、補足説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

初めに、議案第30号令和6年度男鹿市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算書の3ページをお願いします。

本予算は、国保財政の健全化を図りながら、保険給付と保健事業を推進するための費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,525万円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと5.0パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものであります。

第3条は、人件費及び保険給付費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

5ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

令和6年度男鹿市国民健康保険特別会計予算の説明は、以上であります。

次に、議案第31号令和6年度男鹿市診療所特別会計予算についてであります。

予算書の3ページをお願いします。

本予算は、地域医療確保のため、歳入では診療収入などを、歳出では医師の出張診療委託料及び医薬材料費などの費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,773万1,000円と定めるものであります。この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと2.5パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で説明いたします。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものであります。

第3条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

5ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

令和6年度男鹿市診療所特別会計予算の説明は、以上であります。

次に、議案第32号令和6年度男鹿市介護保険特別会計予算についてであります。

予算書の3ページをお願いします。

本予算は、介護保険制度における安定した保険給付と、介護予防のための地域支援事業を進めるため、歳入では介護保険料及び国等からの財源負担を、歳出では保険給付、地域支援事業費等を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ52億913万2,000円と定め、介護サービス事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ583万1,000円と定めるものであります。この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと、保険事業勘定では0.5パーセントの減、介護サービス事業勘定では6.1パーセントの減となります。

2項の予算の款項の区分及び金額等につきましては、第1表で御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を2億5,000万円と定めるものであります。

第3条第1号は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用

について定めるものであります。

第2号は、保険給付費の各項の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

5ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

令和6年度介護保険特別会計予算の説明は、以上であります。

次に、議案第33号令和6年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算書の3ページをお願いします。

本予算は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料の徴収等の事務を行うための費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,006万9,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと6.5パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で説明いたします。

第2条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

5ページをお願いします。

(以下 予算書説明)

令和6年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算の説明は、以上であります。

以上をもちまして、議案第30号から第33号までの各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（安田健次郎）** 次に、議案第34号について説明を求めます。原田男鹿みなと市民病院事務局長

**○病院事務局長（原田徹）** お疲れさまでございます。

それでは、私から議案第34号令和6年度男鹿みなと市民病院事業会計予算につい

て御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度予算編成につきましては、男鹿市総合計画に基づき、地域の拠点病院として市民の生命と健康を守るため、医師充足や専門医の確保を図るなど診療体制の充実に努めるとともに、経営の健全化・安定化に取り組み、常に新しく良質な医療を受けられる体制づくりに努めることを基本方針としてございます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、病床数を145床、年間患者数は、入院では、令和5年度の既決予算と比較して3,166人増の4万1,306人、外来では2,480人増の7万4,165人を見込むもので、これにより1日平均患者数は、入院では9人増の113.2人、外来では10.2人増の305.2人を見込むものでございます。

主要な建設改良事業費といたしましては、医療機械器具及び備品購入で6,820万円、令和3年度策定の男鹿みなと市民病院長寿命化計画に基づく施設長寿命化改修事業で4億2,351万2,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は28億3,775万6,000円を見込むもので、第1項医業収益は、主に入院及び外来収益で24億4,882万5,000円、第2項医業外収益は、主に一般会計からの負担金及び補助金で3億8,893万1,000円であります。

次に、支出であります。第1款病院事業費用は29億3,215万1,000円を見込むもので、第1項医業費用は、給与費、材料費及び経費、減価償却費などで28億5,223万3,000円、第2項医業外費用は、企業債利息、雑損失など7,981万8,000円、第3項予備費は10万円を計上するものであります。

以上の結果、当年度予算では9,439万5,000円の純損失が見込まれるものであります。

なお、資金不足は発生しない見込みであります。

4ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款資本的収入は6億8,753万7,000円を見込むもので、第1項企業債は、建設改良費に係る公営企業債で4億5,590万円、第2項他会計負担金は、病院建設に係る企業債の元金償還などに対する一般会計負担金で1億9,643万7,000円、第3項国県補助金は、医療機器の購入に係る県補助金で3,520万円をそれぞれ計上したものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は8億1,419万7,000円を見込むもので、第1項建設改良費は、施設長寿命化に係る改修、医療機器等の購入などで4億9,501万2,000円、第2項企業債償還金は、病院建設に係る企業債などの元金償還金で3億1,576万5,000円、第3項医師等修学資金貸付金は、既に貸付けをしている2名のほか新規で3名を見込み、342万円を計上したものでございます。

第5条は、継続費について定めたものであります。

第1款資本的支出第1項建設改良費の施設長寿命化改修事業の総額を4億5,729万5,000円とし、年割額を令和6年度は2億4,452万2,000円、令和7年度は2億1,277万3,000円と定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第6条は、企業債について定めたものでございます。

起債の目的及び限度額は、医療機械器具及び備品購入で3,300万円、施設長寿命化改修事業で4億2,290万円を予定し、起債の方法、利率、償還の方法は条文記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を定めたもので、当年度の限度額を10億円とするものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合に関し、収益的支出の第1項医業費用と第2項医業外費用の項間の流用について定めたものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたもので、職員給与費16億5,801万7,000円、交際費150万円とするものでございます。

第10条は、他会計からの補助金について定めたもので、一般会計から受ける補助

金の額を5,812万1,000円とするものでございます。

第11条は、たな卸資産購入限度額について定めたもので、当年度の限度額を4億円とするものでございます。

第12条は、重要な資産の取得について定めたもので、取得する資産はX線テレビシステム機器一式でございます。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（安田健次郎）** 次に、議案第35号から第37号までについて説明を求めます。田村企業局長

**○企業局長（田村力）** お疲れさまです。

議案第35号から第37号までの企業局関係、各事業会計予算について説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

令和6年度企業局予算書の7ページをお願いいたします。

議案第35号令和6年度男鹿市上水道事業会計予算の説明をいたします。

第1条は、総則です。

第2条、業務の予定量ですが、給水戸数は1万1,402戸、年間総給水量は262万5,163立方メートル、1日平均給水量は7,192立方メートル、主要な建設改良事業として、上水道施設増補改良事業2億3,640万円を予定するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款事業収益は、令和5年度既決予定額対比で9.7パーセント増の6億6,556万4,000円とするもので、内訳は、給水収益を主とする第1項営業収益が、料金改定に伴う増収などを見込み6億456万5,000円、第2項営業外収益が、一般会計からの負担金及び長期前受金戻入等で6,099万9,000円となります。

支出の第1款事業費用は、令和5年度既決予定額対比で2.2パーセント減の6億8,871万6,000円とするもので、内訳は、第1項営業費用が、職員給与費、浄水費、配水費、減価償却費など6億4,493万9,000円、第2項営業外費用が、企業債利息、消費税の納付額など4,377万7,000円です。

この結果、当年度の純損失を4,434万7,000円と見込むものでございます。次のページ、8ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入の第1款資本的収入は3億113万円とするもので、第1項企業債が、上水道施設増補改良事業債、災害復旧事業で2億740万円、第2項補助金が、秋田県生活基盤施設耐震化等補助金6,424万6,000円、第3項負担金が、一般会計からの負担金など2,948万4,000円です。

支出の第1款資本的支出は4億8,063万1,000円とするもので、内訳は、第1項建設改良費が、重要給水施設配水管事業などで3億2,773万5,000円、第2項企業債償還金が、企業債償還元金で1億5,289万6,000円、この結果、資本的収支の不足額は1億7,950万1,000円となりますが、上段条文に記載のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的及び限度額は、上水道施設増補改良事業1億9,520万円、災害復旧事業1,220万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条から第9条については、記載のとおり定めるものでございます。

議案第35号令和6年度男鹿市上水道事業会計予算の説明は、以上でございます。

続いて、ページ、33ページをお願いいたします。

議案第36号令和6年度男鹿市ガス事業会計予算の説明をいたします。

第1条は、総則です。

第2条、業務の予定量ですが、供給戸数は8,732戸、年間総供給量は229万7,661立方メートル、1日平均供給量では6,295立方メートルで、主要な建設改良事業としては、耐震化事業3,300万円を予定するものでございます。

次のページ、34ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款ガス事業収益は5億7,398万2,000円とするもので、内訳は、第1項ガスの製品売上が4億8,640万3,000円、第2項営業雑益が、ガス装置工事収益、ガス器具販売収益など7,

082万8,000円、第3項営業外収益が、国庫補助金、長期前受金戻入など1,675万1,000円、2款加茂地区ガス事業収益は172万円とするもので、内訳は、第1項ガス売上が148万8,000円、第2項その他収益18万1,000円、第3項営業外収益、内管修理など51万円となっております。

以上、収入合計は、令和5年度既決予定額対比で3.8パーセント減の5億7,570万2,000円とするものでございます。

支出の第1款ガス事業費用は6億152万2,000円とするもので、内訳は、第1項営業費用は、ガスの原料費、職員給与費、減価償却費など5億4,402万3,000円、第2項その他営業費用は、受注工事原価、ガス器具販売原価など4,880万4,000円、第3項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額など869万5,000円、第2款加茂地区ガス事業費用は294万9,000円とするもので、内訳は、第1項営業費用、ガスの原料費、減価償却費など279万9,000円、第2項その他営業費用9万円、第3項営業外費用6万円となっております。

以上、支出の合計は、令和5年度既決予定額対比で4.2パーセントの減、6億447万1,000円とするものです。

この結果、当年度の純損失を6,564万6,000円と見込むものであります。次のページ、35ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款ガス事業資本的収入は3,304万円とするもので、内訳は、第1項企業債は、耐震化事業債で3,240万円、第2項負担金は、工事の負担金など64万円、支出の第1款ガス事業資本的支出は1億3,653万3,000円とするもので、内訳は、第1項建設改良費は、耐震化事業など1億1,332万6,000円、第2項企業債償還金は2,320万7,000円です。

この結果、資本的収支の不足額は1億349万3,000円となりますが、上段条文に記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的及び限度額は、耐震化事業3,240万円、起債の方法は証書借入、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次のページ、36ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条から第9条については、記載のとおり定めるものでございます。

議案第36号令和6年度男鹿市ガス事業会計予算の説明は、以上でございます。

続いて63ページをお願いいたします。

議案第37号令和6年度男鹿市下水道事業会計予算の説明をいたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量ですが、排水戸数6,601戸、年間総処理水量は144万9,985立方メートル、1日平均処理水量は3,972立方メートルを予定するものでございます。

次のページ、64ページをお願いします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものですが、条文のなお書きは、支払利息の財源に充てるため、企業債800万円を借入れするものでございます。

収入の第1款公共下水道事業収益は9億1,607万8,000円、内訳は、第1項営業収益は、下水道使用料など3億2,355万円、第2項営業外収益は、一般会計補助金など5億9,252万8,000円、第2款農業集落排水事業収益で1億119万3,000円、第3款漁業集落排水事業収益で9,021万2,000円です。

以上、収入合計は、令和5年度既決予定額対比で3.0パーセントの増、11億748万3,000円とするものでございます。

支出の第1款公共下水道事業費用は7億6,615万円、内訳は、第1項営業費用は、職員給与費、管渠費、ポンプ場費などで6億5,573万8,000円、第2項営業外費用は、企業債利息、消費税の納付額など1億1,041万2,000円、第2款農業集落排水事業費用は7,726万5,000円、第3款漁業集落排水事業費用は7,368万8,000円です。

以上、支出の合計は、令和5年度既決予定額対比で0.7パーセントの増、9億1,710万3,000円とするものでございます。

この結果、当年度の純利益を1億9,369万8,000円と見込むものでございます。

次のページ、65ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款公共下水道事業資本的収入は3億224万1,000円とするもので、内訳は、第1項企業債は、資本費平準化

債など2億880万円、第2項補助金は、一般会計補助金など9,244万円、第3項負担金等は、受益者負担金及び分担金100万1,000円、支出の第1款公共下水道事業資本的支出は7億2,075万円とするもので、内訳は、第1項建設改良費は、流域下水道施設建設負担金など1,834万4,000円、第2項企業債償還金は7億240万6,000円、第2款農業集落排水事業資本的支出3,944万4,000円及び第3款漁業集落排水事業資本的支出3,033万5,000円は、企業債償還元金でございます。

以上、支出の合計は7億9,052万9,000円とするものでございます。

この結果、資本的収支の不足額は4億8,828万8,000円となりますが、上段記載のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

次のページ、66ページをお願いいたします。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的及び限度額は、流域下水道事業1,480万円、資本費平準化債（元金分）1億9,400万円、資本費平準化債（利子分）800万円、起債の方法は証書借入、利率及び償還の方法は記載のとおりです。

第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものでございます。

第7条から次のページの第10条については、記載のとおり定めるものでございます。

議案第37号令和6年度男鹿市下水道事業会計予算の説明は、以上でございます。

3事業会計予算につきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**○委員長（安田健次郎）** 以上で、令和5年度補正予算及び令和6年度予算の補足説明は終了いたしました。

この後の質疑については、初めに令和5年度一般会計及び特別会計並びに企業会計補正予算について質疑を行い、質疑が終了した後、令和6年度予算の質疑を行いたいと思います。

質疑に入る前ですけれども、3時10分頃まで休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（安田健次郎） 暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休 憩

---

午後 3時11分 再 開

○委員長（安田健次郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和5年度補正予算についての質疑に入ります。

通告がありません。

質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 補正予算の戸籍附票システム改修事業についてお聞きします。

振り仮名の関係となっていますけれども、これを、現在もう振り仮名ついているような気がするんですが、今、システムの改修で、振り仮名をつけていくというふうな事業のようだけれども、確認というか、今現在あるのはそのまま移すということ、作業かと思えますけれども、間違ってるというか、移すときの間違いがあれば、今正常な状態が、その作業をすることによって、誤記といいましょうか、間違いといいましょうか、そういうもののチェック機能はどういう形で進めていくんでしょうか。その点、1点だけまずお尋ねして。

併せて教育基金のほうに1億円積み増しをいたしますが、今、学校のほうの整備事業が進んでいるわけで、これからこの4億なり、あるいは3億なりを新年度で充当する予定のために積立てを1億増やしたのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（安田健次郎） 岩谷生活環境課長

○生活環境課長（岩谷一徳） そうすれば、私のほうから戸籍附票システム、振り仮名のほうのことについての御回答をさせていただきます。

こちら3月補正で246万4,000円となりますが、内容のほうは、今現在、住基の振り仮名、まあ便宜上は今つけてるわけですが、公証とするものとはなっておりませんので、こちらを、戸籍が法務省、住基のほう総務省管轄として、今、振り仮名の公証に向けて作業を行うこととなります。

で、内容としましては、予定というか、令和7年5月に、本籍地のところから各皆

さんのほうに振り仮名の照会をすると。令和7年5月、こちらを軸に今、作業調整をするという国の方針となっております。これに向けまして、今回の補正と当初予算のほうでもありますが、そちらの予算のほうで、それぞれ今の住基から読み仮名を附票へ取り込む機能と、この旧の振り仮名を記載する機能、こちらまずシステム改修、こちらをこの補正予算で行う内容となっております。

いずれ、振り仮名を公証するための、今、その住基からそれぞれ戸籍につけながら、この後、しっかりした公証をするための、令和7年5月に向けてのシステム改修等の作業になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（安田健次郎） 村井教育総務課長

○教育総務課長（村井千鶴子） 教育施設整備基金に1億円を積み立てる件ですが、こちらの教育施設整備基金を取り崩して来年度も事業に充てる予定にはしておりますが、今回1億円を積む件に関しましては、来年だけではなく、将来的な教育施設の改修に充てるために1億円を積むものです。

○委員長（安田健次郎） 再質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 最初のほうの振り仮名の件ですけれども、私なんかよく、私、「こまつほづみ」といいますけれども、「づ」がですね、やっぱり間違ってきたり、そういうのがありまして、それはまあここではないんですけれども、一般的な話ですが、やっぱり「づ」とか「す」とか「つ」とかですね、それから、お名前で戸籍届けるときの状況が、まあ戸籍ですから、ずっと残ってくるというようなこと、途中で家庭裁判所のほうへ行って名前変えるとか、そういうことは可能なわけですけれども、昔の名前で、実は本当は「かずこ」とつけたつもりが「かず」で届かっただけですね、逆にまた「かず」と届けたのが「かずこ」になったりとか、昔、そういうことがあって、今はそれは是正されていると思うんですが、そういう意味で、通称、俺、かずこ、かずこってこう呼ぶけれども、いや、実は戸籍に行ったら「かず」であったとかですね、まあそんなことが俗の社会ではあったりいたします。

で、その上でお聞きするのは、やっぱり今作業をすると、そういうところの間違いと申しましょ、今、住基をそのまま移すということですが、多分手書きでやるわけでもなく、その何か移したやつをこう、今の作業では機械作業で移すと思うんですけれども、その辺はチェックと申しましょ、そういうところは、間違いなくその

作業は可能なのか。まあ金は、国のほうでやれっていうようなことで総務省のほうからお金来ると思うんですけれども、そういうところですね、新しい作業をしたことによって、市民、個人にそういう間違っただけの記載を起こして、後からこれ違ふとか、そういうことについては、起き得ることはないのかどうかというところをもう一度確認しておきたいと思います。

さらに、教育基金のほうですけれども、話は今分かりましたけれども、今の船越小学校へ全てでなく、将来のためもあるという話ですが、それでは、船越小学校については、この基金から幾ら取り崩す予定になっているのか、その点だけお願いします。

○委員長（安田健次郎） 岩谷生活環境課長

○生活環境課長（岩谷一徳） それでは、小松委員の再質問についてですが、戸籍の、システムから取り込むときの間違ひが出ないようにという点ですけども、まず今、住基についてる振り仮名を、これから照会するためのところに取り込む作業については、まず機械取り込みも行いますし、目視等の確認も行いまして、先ほど申しました令和7年5月に、本籍地ある方々への照会のところはそのような作業で行います。

ただ、今時点、住基に付されている振り仮名についてですけども、こちらのほうは本人届出等でしっかりした振り仮名がほとんどとなっているものですけども、ある一定のところ、住基上、まあ都合上というか、それで振り仮名の登録されているものもあります。で、こちらについては、例えば選挙の投票権などをやったときに、まあ振り仮名が違ふるとか、そのような話も受けますので、そういう点は確認できたものは随時直してはおりますが、そちらも含めた全ての本籍地ある方への照会をして、その回答いただいて、確実なものにするためのこちら戸籍になります。

まずいずれ、今、住基から取り込む戸籍の照会のものについては、住基のものがしっかりしたものが行ふ作業となりますので、その点よろしく願いいたします。

○委員長（安田健次郎） 村井教育総務課長

○教育総務課長（村井千鶴子） 教育施設整備基金を船越小学校の大規模改修にどのくらい充てるのかというお話ですが、今年度は基金の取崩しを5,882万円程度予定しております。来年度と合わせて2億円を超えない程度で基金の取崩しを考えております。

○委員長（安田健次郎） 16番小松委員

○16番（小松穂積委員） あと確認ですけれども、振り仮名の関係。皆さん個人にも一回照会をかけるということによろしいのでしょうか。要するに照会かけることによって、本人確認、本人が確認したやつを事務方のほうで取り込んで、まず台帳にするということだと思っておりますが、その点は、いつ頃からやって、例えば照会したけれども、返事が来ないというようなときは、催促はかけると思っておりますけれども、最終的には足を運んで一応確認まで行くのか。それとも、あと、例えば10月31でいうところで、返事が来なければ住基に載ったやつをそのまま採用するというものになっていくのか。そのところだけお願いします。

○委員長（安田健次郎） 岩谷生活環境課長

○生活環境課長（岩谷一徳） こちらの照会につきましては、国の作業予定としては、まあ自治体が行うんですけれども、令和7年5月に、本籍のある方々へ、その自治体から照会を行う予定となります。で、今言いました照会来たものとか、いろいろ確認とれたものについては、そのとおり修正とか、よければそのままいくんですけれども、返事等がない場合の対応につきましてですけれども、今のところで行くと、令和8年度中のどちらかの時点では、回答がない場合のものは職権での記載ということで、照会した振り仮名を振ることになる予定となっております。

以上です。

○委員長（安田健次郎） 16番小松穂積委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。13番三浦委員

○13番（三浦利通委員） 通告しないで質問、申し訳ありませんけれども、たまたま今、議長のやり取りの補正予算の概要を見て、下のほうに戸籍の、さっき議長が言われた、その下のほうで、ふるさと納税返礼業務、当初で4億円見て、補正で5,000万円下げてると。で、確か当初予算で前年度から1億下げてスタートした経緯があったよな、担当課長な。で、コロナ前は確か最高額5億5,000万円ぐらいまでいったんでねがったっけ。確かその前後ぐらいまで。なぜこういうふうな結果に、まあ最終的には下がってきてるのか。相当どぼけたのか。それとも、それ以上の理由、背景があったのか。その辺ちょっと三浦課長聞かせてくれ。お願いします。

○委員長（安田健次郎） 三浦男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（三浦大成） お答えいたします。

ふるさと納税の今年度の実績の状況でございますけれども、つまるところ、こちらで分析しているところを申し上げますと、やはり自治体間の競争が年々高まっている、激化しているということがまず1点でございます。併せて、中の返礼品の状況を見ますと、秋田県の返礼品の特徴的な傾向がどうも作用しているようだというふうに見ております。ふるさと納税御利用されている方、大半は、やはり返礼品に関心があると。どういったものが返礼としていただけるのかというところをお調べになって寄附先を決めているというような動きでございます。そうなりますと、同じ品目、例えばお米であっても、同じ寄附をした場合にどれだけたくさん返礼をいただけるか。まあそういったところでシビアに見極めをなさっている傾向がございます。

秋田県の傾向を申し上げますと、御承知のとおり、米、こちらに偏っている傾向ございまして、特に、あきたこまちへの関心は高いと。で、各市町村とも、ほぼ米がトップの品目になっている状況でございます。我々の市でも同じなんですけれども、この1月までの状況を見ますと、返礼の件数ですけども、6割ほどが米という状況でございます。1万7,000件の寄附があると、9,600件ほどが米というような状況です。

このふるさと納税のこういった傾向を見ますと、やはり我々県内の市町村間で比べてみますと、例えば1万円寄附したときに、どれだけ米が来るか。逆に言うと、10キロのお米をいただこうとしたときに、どれだけ安く寄附をするといいただけるかというところが比較になっていると。で、結果として、今、県内で言えば、個別の自治体名申し上げますと、仙北市ですとか大館市、こういったところがかなり寄附集中してございますけれども、それはやはり10キロで見比べたときに、男鹿市よりもかなり安い寄附額で同じものを得られるような状況になっているというところでございます。

まあこういったところが分かっている、なかなか手を打てないのかということになるわけですけども、やはり市としても、そういったところ分析の結果ですね、何とかほかの自治体と競争できるぐらいまで寄附額を調整できないかというようなところは、日常的に業者とやり取りをしているところです。ただ、事業者の実入りを損ねてまで安くしていただいて、出していただいて、市に寄附をいただくという、そういったところもできないわけで、やはりそういった、ほかと競争できるような事業者を掘り起こしたいということで進めておりますが、なかなか、まだそこには至ってないと

いう状況でございます。先行しているそういった、かなり寄附をお集めになっている自治体では、大量なお米を安く、いわば薄利多売で出せるような体制を整えておりました、そうしたところが残念ながら男鹿の市内では今のところいないというところですよ。まあそれは結果として、米に集中している秋田県内で安くお米を出している自治体に寄附が集まっているという、結果的にそういった状況になっております。

我々としては、やはり今年度4億円、寄附、歳入として計上しまして、確かやり取りの中では、仕事としては5億円を目指したいというようなお答えをさせていただいていたと思いますけれども、結果として3億5,000万円ほどの着地になろうかというところでございます。非常に残念に思っておりますけれども、こうした分析の結果を踏まえて、また対策取っていくとともに、やはり米の品質はどこ自治体も同じように高いんですけれども、値段だけでなくですね、ストーリーですとか、その中でも寄附者の気持ちに刺さるようなポイントをしっかりと抑えながら、PRをしていくというのが市の役割になろうかと思っておりますので、新年度に向けて、また反省も込めて、そういったところを取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○委員長（安田健次郎）** 再質問ありませんか。13番三浦委員

**○13番（三浦利通委員）** まず、担当課長よ、競争が高まっている。そのとおりだかもしれない。で、役所全体の他の事業、政策と違ってよ、この種のやつは実績、数字が物を言うと思うんだよな。競争が高まっている。競争に負けないようにすればいいだけの話で、5億円からよ、3割、1億5,000万円も落ちてるっていうことは、普通の民間のこういう事業、例えば経営悪化して潰れるかもしれないねえや。いや、あんた方もスタッフとしてそれなりに努力して、結果よ、残念に思ってるっていうような、さっきそのとおりだかもしれない。我々も残念だな。やっぱりもう一回鉢巻き締め直して、これ頑張らねば駄目だ。あのぐらいのスタッフ抱えてよ、こういう感覚だばあれだ、ぬるま湯の状況が多分にあるんでねえがって言われれば、もしかすればそのとおりだっていう人もいるかもしれない。いやいや、そうは言っても、今言いたいような状況が強くなってるからって優しく言ってる人もいるかもしれないけれども、まずいずれにしてもあれだ、やっぱり再認識してやってもらうよう望んで、まずあと終わります。

○委員長（安田健次郎） 13番三浦利通委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。1番吉田委員

○1番（吉田清孝委員） 今の続きで大分あれなんですけども、ちょっと三浦課長ね、この数字を見て、歳入が補正後3億5,000万円になって、そして歳出が補正後2億2,900万円と。前にもいろいろ言ってた中で、例えば、今、最高のとき5億円であったのか、7億円であったのか、ちょっとそのあたりの数字、一番最高、盛り市長頑張って、わあ数字すごいな、市長代わったら、あの頃ですごく数字が上がった数字が幾らであったのかな、そこをちょっとね、最高の数字を示して、それから今回3億5,000万円という数字はもうちょっとね、ちょっと明らかにしていただければと。

そのときからもそうなんですけども、この数字で言うとね、歳入が3億5,000万円のうち、歳出が2億2,900万円。ああ、前にもそうだったんですけども、中身、実質1億2,100万円というかね、残るのが1億2,000万円、何でこんなに経費かかるのかなって言ったら、それがいろんな説明を受けました。ただね、あの頃でも半分ぐらい、4割ぐらいの歳出っていうか、経費かかるんだなっていった感じを持ってたんですけども、今はもうこれ見るとね、6割、この経費をかけて、なおかつ実質3億5,000万円しか寄附やらない。もうちょっとね、どういうふうに分析して、米の問題だけじゃないのではないのかなと。そういう感じを今のやり取りを聞きながら感じているわけですけども、男鹿半島に返礼品の、米に負けない水産なのか、その返礼品ね、何か特産品があっってこうっていうようなものがないのかなといった、まあそういう意味でいろいろどうやって分析して、これを今後上げようとしておるのかね。もうちょっと今のやり取りを聞きながら感じましたので、ちょっとお話していただけないか。

それからもう一点です。今回、市税が6,630万円、非常にこれ画期的っていうかね、市税はもう落ち込んでばかりいくものだと思ってたら、ここに来て6,630万円の市税がね、32億3,000万円。私は市税の動きを見た中で、30億円台になるのがもう目の前に来ていると理解してたものですから、この中身をちょっと見たらね、市民税の2,400万円、それから固定資産税が3,500万円というふうな、私からするとね、大きな伸びを示しているというような、この要因についてはね、税

務課長あれですか、どういうふうに分析しておられるのかね。そこのあたり、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

**○委員長（安田健次郎）** 三浦男鹿まるごと売込課長

**○男鹿まるごと売込課長（三浦大成）** お答えいたします。

まず、ふるさと納税の件で、過去の最大の寄附額はどれぐらいだったかという御質問でございました。先ほど、さきの三浦委員からもお尋ねあった関連でもありますけれども、最も寄附の受入れがあったのは令和2年度でございました。そちらで年度のトータルで5億7,400万円ほどでございます。その前年の令和元年度には5億2,400万円ということで、そこがピークでございました。その次、3年度は4億5,700万円、そして4年度が3億8,000万円と、年々、今減少してきているところで、5年度には、今のところですけども、3億5,000万円ほどということで、前年度よりも若干また下振れした形での着地が見えているという状況でございます。

御承知のとおり、ふるさと納税の制度の趣旨、もともとは国のほうでは、やはり寄附額の半分、5割は地元に残るようにというのが、国のほうでもこの制度上の趣旨となっております。ただ、年々その自治体間の競争が激化する中で、いわゆる返礼品競争が激化しているということで、自治体によってはかなりの経費をかけながら寄附を集めていると。表向き寄附を前の年よりもかなり上げているけれども、その内実を見ますと、経費もかなり上がっていて、手元に残っているお金を見れば、国が理想としているところよりもかけ離れているような実態が見えているというところがございます。そうしたところを全国的な傾向として把握している国のほうで、令和5年の10月からルールを改正しまして、やはりその付随の経費、直接その返礼品を用意したりするその経費だけではなくて、PRですとか、集めるために何か裏から補助しているですとか、そうしたものも全て付随経費として経費に含めて国のほうに報告してくださいと。そうしたものも経費をトータルした上で、しっかりその経費は50パーセントに抑えてくださいというようなルール改正をされております。

我々の市でもそこに対応してきているわけですけども、実際に4年度の実績、我々のほうで見ますと、関連のこの事業の経費、69.4パーセント、7割近くが経費として出ていっている状態でございました。要は、寄附があったうちの7割ほどは経費になって、手元に残っているのは実資3割程度だというような実態が我々のほう

でもあったということで、10月のそのルール改正においては、市のほうでは、やはり寄附の返礼割合というのは3割と決まっていますから、3割の中で抑えられるように、そしてまた送料もしっかり見直して、それも含みで3割になるように、さらに、寄附を集めるためにはポータルサイトとかでクレジット決済の手数料とか、いろいろ付随の経費出るんですけども、そうしたところを加味しても5割に落ち着くようにということで、随時見直しをして今に至っているところでございます。そうした中で、県内のかなり寄附を集めているところと、なかなか我々のように苦戦しているところも出ているわけですが、集めているところでは、かなり、まあ同じものを得るにも寄附を安くしても同じだけ得られるような価格設定をしたりとか、そうしたところで米に集中している、まあ一つの特定の自治体に集中するような事象が今起きているというところでございます。

先ほどの寄附額の件でもそうなんですけれども、これからじゃあどうしていくかというところ、その考え方についてというお話がございましたので、この点、当然来年度の当初予算の置き方にも関わってくるところで、今補正の御審議いただいておりますけれども、こういったところを踏まえて来年度どう考えているかというところを、我々としては整理幾つかしております。

やはり一つ目、まあ三つほど整理してありますけれども、やはり、さりとて米のボリュームが大きいと。6割、7割がやはり米に集中しているという中では、返礼品、そこをなくして、例えばほかの新たなものでやろうというのは、なかなかこれは厳しい、立ち行かないと思っております。やはり米は一定の訴求力があるということで、ここも大事にしていかなければいけないと。そうしますと、やはりお米に関しては、そういったほかの自治体の後塵を拝しているような状況ですけれども、引き続き業者さんと打合せを細かくしまして、送料の見直し、あるいは一定の数量を出せば送料を安くできるとか、そうしたいろんな工夫を我々のほうでも助言したりしながら、できるだけ競争力のあるような形での価格設定にも取り組んでいきたい。また、もっとも競争力のある出品者の掘り起こしを引き続きしていきたいと思っております。また、お米についても、ただ価格だけでは物寂しいところもありますので、ストーリーですとか、しっかりお米に焦点が当たるような取組もいたしまして、PRを我々としてはしっかりサポートしていきたいと思っております。

もう一つとしては、やはり先ほど吉田委員からもありましたとおり、何か男鹿ならではのものはないのかという、まあ同じ思いでございます。例えばギバサですとか、内陸部にはないような特徴的な産物も男鹿にはありますので、そうした海産物、やはりそういったところを中心に考えておりますけれども、そうしたところ。健康志向と合わせて、そういった海産品、海藻、こういったところも押していけないかですとか、そうしたところにも取り組みたいと思っております。まあ来年度では、特産品の開発等にも予算を振り向けてございますので、そうしたところでしっかりと磨き上げを行っていきたいと思っております。

また、3点目、これが三つ目ですけれども、やはりPRであろうと思っております。これだけ激化している中では、やはり少しでも目立つような取組、これが大事になってきますけれども、市の役割というのは一つ大きなところ、地元の事業者をしっかりとPRして売り込んでいくというところにあると思っておりますので、例えばポータルサイトでの露出を、経費をかけるところはかけますけれども、効果的に、また効率的に訴えていけるような仕組みですとか、こうしたところを積極的にまたやっていきたいなどと思っております。

いずれこういったところ、すぐには、特産品の開発というのは一朝一夕になりませんけれども、地道に今から入れていくと。そしてまた、今日の議論の中でもありましたが、来年度以降、再来年とか、ちょっとまだ時間空きますけれど、パック御飯の動きもあります。お米だけではなくて、お米を加工したような取組、こういったところも先を見据えながら育てていって、我々としても後押しをしていって、しっかりふるさと納税のメニューとして位置づけできていけば、今、例えばパック御飯については、国内の需要、海外の需要もかなり高まっておりますので、そうしたところにも訴求できるのかなと思っております。

来年度、そしてまたその後も見据えながら、しっかりふるさと納税については立て直していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（安田健次郎）** 佐藤税務課長

**○税務課長（佐藤静代）** では、私からは補正予算のうち市税の増額補正についてお答えいたします。

今回6,630万円増のうち、一番大きかったのは固定資産税の追加で3,500

万円ということでございます。この内容といたしましては、その半分の額ですけれども、こちらが償却資産などで新規の事業者が多かったということで税額が上がっております。そのほかといたしましては、その半分についてですけれども、風力発電の関係で特例措置が終了したことにより税収が増となったということが主な要因となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（安田健次郎） 再質疑ありませんか。1番吉田委員

○1番（吉田清孝委員） 税務課長ね、固定資産だけじゃなくて、この市民税増の中身というものをどういうふうに分析してるのかなど。市民税ね。固定資産税は今の事例で分かりましたけども、私はそのトータル的に32億3,000万円という部分でね、まあこれ当初予算絡みでいくと多分30億円ぐらいに落ちてますよね。まずはそれはそっちとして、今回の5年の補正予算の中の市民税が増えたといった部分で、どういうふうに見てるのかなどといったそこがね、ちょっとあれですか、理由ないですか。減るものだと思ってたからよ。

○委員長（安田健次郎） 佐藤税務課長

○税務課長（佐藤静代） 市民税についてですけれども、こちらのほうは、納税義務者数が増になっているということでした。

あ、法人、法人も。法人市民税のほうはですね、収益の出た法人がいたということですね。昨年度については、収益のほうゼロだったところが、今回は収益のほうが出たという法人があるということで増収になっているものです。

○1番（吉田清孝委員） 分がった。あどいっす。

○委員長（安田健次郎） 1番吉田委員の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（安田健次郎） 質疑なしと認めます。よって、令和5年度補正予算に係る質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時46分 休 憩

---

午後 3時47分 再 開

**○委員長（安田健次郎）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日6日午前10時から会議を再開し、令和6年度予算に係る質疑を行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

---

**午後 3時47分 散 会**

